

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド

平成29年9月8日制定

(一社)日本建材・住宅設備産業協会

(一社)リビングアメニティ協会

本運用ガイドは、(一社)日本建材・住宅設備産業協会及び(一社)リビングアメニティ協会が会員におけるクリーンウッド法への取組促進を図るため、主務官庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)から示された法令の手引やQ&A、家具に関するガイドライン等を踏まえて、業界における運用の目安をまとめたものです。

木材関連事業者である会員は、林野庁HP内「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている法令・手引・Q&A・家具に関するガイドラインに基づき、1. を参考に「木材等」に該当する製品を選定し、合法性の確認を行い、2、3を参考に合法性に関する情報の提供を行って下さい。

クリーンウッド法に関する主務省からの情報

合法伐採木材等に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

(手引) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

(Q&A) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>

(家具に関するガイドライン) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/gouhoumokusai/gouhoumokusai_gl.pdf

1. 「木材等」に該当しない製品の考え方について

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A (平成29年6月29日版)より		この運用ガイドでの整理	
		定義から除かれるもの	対象外製品の目安
(1)－1 「木材」は具体的にどの ようなものか。	<p>本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。</p> <p>①「ひき板及び角材」: 縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。</p> <p>②「単板及び突き板」: 合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。</p> <p>③「合板、単板積層材及び集成材」: 合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。</p> <p>④「木質ペレット、チップ及び小片」: チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。</p> <p>塗装や切断、湾曲などの加工を経ている、これらに該当するものは「木材」となります。</p> <p>なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p>	①～④を資材としていても、本法の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とする「木材等」には、該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・面材系: 壁材・腰壁、天井材(軒天井を含む)、 ・建具系: 建具(室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど)、建具枠 ・階段系: スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット(側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む) ・造作材系: 巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター(板状で壁等に固定するもの)、棚板(押入等に設置するもの) ・家具系: 建材・家具以外の機能が付加されたもの(掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど) ・エクステリア系: 濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル ・化粧板: 化粧繊維板・化粧パーティクルボード
(1)－2 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは「木材」に含まれるのか。	<p>パブリックコメントの回答において、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは木材に含まれない」旨の回答をしているところですが、これは、すでに施行規則において「家具、紙等の物品」として規定している「フローリング」が「木材」に含まれないことを示しているものであり、プレカット材(※)などは、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものであっても「木材」に含まれます。</p> <p>※プレカット材: 軸組工法等による木造建築物の構造材(柱、土台、梁等)、羽柄材(板、垂木、敷居、鴨居等)の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行ったもの</p>	(1)－1の「対象外製品の目安」にあるものは、さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施されていても、木材に該当しない。	

※対象外製品の資材として(1)－1 ①～④の「木材」を調達する際は、供給元からクリーンウッド法省令第4条に基づく合法性確認に関する書類等の提供を受け、合法性の確認を行って下さい。

※対象外製品はクリーンウッド法省令第4条の「譲り渡すときに必要な措置」は不要です。ただし合法的な木材を資材としていることを事業者の判断で譲渡先へ説明することはできます。

お取引先(販売事業者様、建築事業者様)へ「対象外製品の目安」に記載された商品に関しては、「木材等」に該当しないため、クリーンウッド法に基づく合法性の情報の提供は行わないことをご説明ください。

2. 譲渡時の措置(書類等の提供)に記載する合法性確認に関する表記の例

Q&A(6/29版)(9)－1では「確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨が分かるよう記載されれば、その様式は問わない」とされています。

木材関連事業者である会員は、「木材等」については合法性確認を必ず行い、カタログ・ホームページ等の当該製品の合法性に関する表記は下の表現を参考にしてください。

Aの表記のみでは意味が伝わらないので、カタログ・ホームページ等には、Bを参考に説明を少なくとも1箇所に掲載するようにしてください。

製品	A.合法性に関する表記	B.説明の例
木材等	確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
	確認に至らず	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行いましたが、合法伐採木材等であることが確認できなかった製品です。
木材等に該当しない 対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。

注意:「木材等」に該当するが、合法性に関する確認を行っていない製品は取り扱いを差し控えるようにしてください。確認を行っていない製品について合法性確認に関する表記を行う場合は、「未確認」と記載し、「クリーンウッド法の『木材等』に該当するが、合法性に関する確認を行っていない製品である」ことを併せて記載してください。

表記例

製品	仕様	合法性に関する表記	登録等
家具(椅子、机、 棚・収納用じゅう 器など)	部材の総重量に占める 木材の重量が50%以上	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	—
	部材の総重量に占める 木材の重量が50%未満	対象外	—
フローリング	基材が合板(木材)	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	—
	基材がパーティクルボード (対象外)	対象外	—

3. 譲渡時に提供する書類等に記載すべき情報の一部をカタログ・ホームページ等で提供する場合の例

木材等を譲り渡す場合の書類の提供方法について、Q&A(6/29版)(9)－3では「書類に記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で提供することも想定」されています。

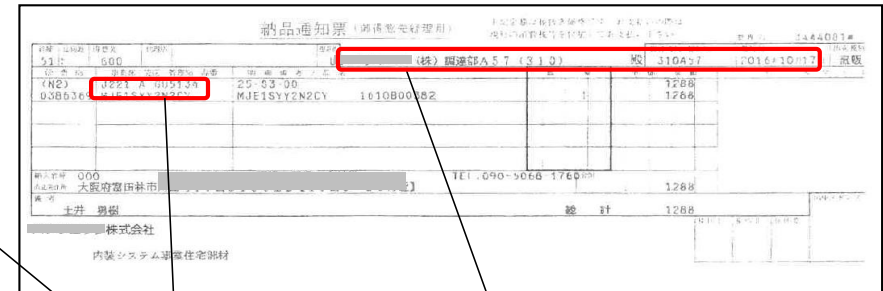
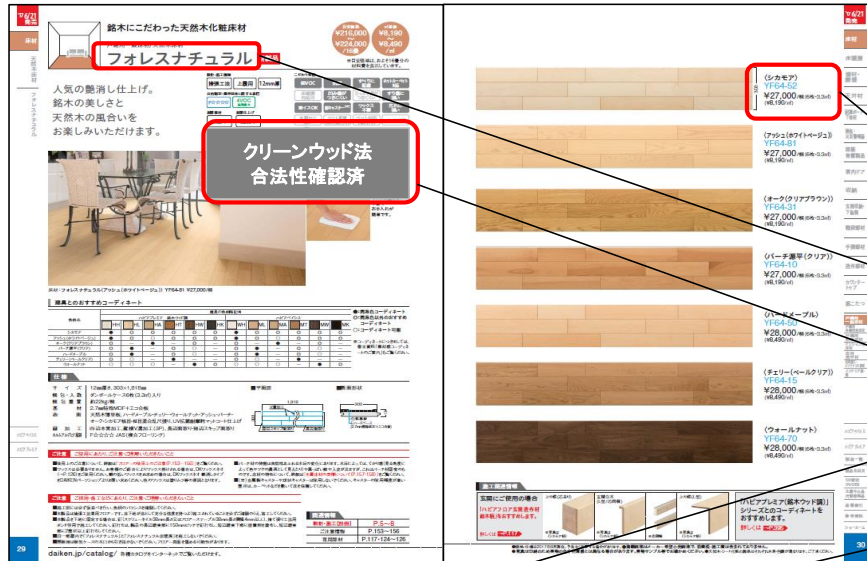
合法性の情報をカタログ・ホームページ等で提供する場合、個別の取引についての合法性確認は下のように複数の書類等を照合することで行えます。お取引先へ十分な説明を行ってください。

※合法性に関する情報を記載したカタログ・ホームページ等は、当該製品の販売終了から5年間保管または公開を行ってください。

■製品に関する合法性の情報

■個別の取引に関する情報(納品書、契約書等の品名・品番等)

・カタログの例



品名・品番等での
製品の特定・紐付

取引の特定

合法性に関する
情報

※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度に基づく表記も行うこと。

・「木材等」該当製品を一覧表にまとめた例

製品	製品名称等	合法性に関する表記	登録等
棚	シェルフセット	確認済	第二種登録木材関連事業者 ○○○○
収納用じゅう器	インテリア収納○○シリーズ	確認済	—
	玄関収納○○シリーズ △△タイプ (品番ABCで始まるもの)	確認済	—
フローリング	床材 Aシリーズ (品番DEF-○○)	確認済	第二種木材関連事業者 ○○○○
	床材 Bシリーズ	確認済	—
	床材 Cシリーズ	確認済	〇〇工業会認定 ○○○○

注意：
製品名称等については、合法性の確保と、納品書等に記載される情報との照合ができるレベルまで記載してください。
・製品・シリーズ全体で合法性が確保され、納品書等にも名称等で記載されるのであれば、製品シリーズレベルとなります。
・製品シリーズの下の細分化されたタイプ・品番などで合法性が異なる場合は、細分化された単位や品番など、納品書等に記載される情報と照合できるレベルまで詳細に記載してください。